



令和6年4月25日  
自動車交通部

## 乗合バスの路線廃止に係る意見聴取の結果について

北鉄加賀バス株式会社から令和6年1月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について、道路運送法第15条の2の規定に基づき令和6年4月17日に下記のとおり意見聴取を行いました。

この結果、「路線の廃止の日の繰り上げを行うことについて、旅客の利便を阻害するおそれがないとは認められない」と判断されることから、事業者及び関係地方公共団体に対し、その旨通知しました。

### 記

- 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 5旅168号（北鉄加賀バス株式会社 廃止届出）
- 意見聴取日時及び場所 意見を記載した書面の提出による
- 被意見聴取者
  - ①関係地方公共団体 石川県、金沢市、加賀市
  - ②利害関係人 申請なし
- 陳述の要旨  
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」のとおり

### 【連絡先】

自動車交通部 旅客課 飯塚、山田  
TEL : 025-285-9154

## 路線定期運行の路線廃止に係る意見聴取調書

1. 届出件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 5旅168号（北鉄加賀バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 被意見聴取者  
①：関係地方公共団体 石川県、金沢市、加賀市  
②：利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨  
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の  
とおり

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

## ○関係地方公共団体

【石川県】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 5旅168号（北鉄加賀バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 端根 豪男  
(石川県 企画振興部 交通総合対策監室 交通政策課長)  
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

## 4. 陳述の要旨

今回、一部廃止届出が出された5旅168号の路線については、加賀市の温泉地と金沢市を結ぶバス系統が運行されており、路線の廃止により、観光客や地域住民の利便性が低下することが考えられる。

当該路線を運行する北鉄加賀バス株式会社は、地域公共交通機関としての社会的責任に鑑み、地域住民に対して丁寧な説明を行い、地域住民の理解が十分に得られるまでは廃止を行うべきではないと考える。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

### ○関係地方公共団体

#### 【金沢市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 5旅168号（北鉄加賀バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 古谷 健（金沢市都市政策局担当次長兼交通政策課長）  
住 所 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

#### 4. 陳述の要旨

今回、路線の一部廃止届出のあった5旅168号は、金沢駅や市内中心部と加賀温泉郷を結び、主に来街者の二次交通の移動手段として重要な役割を果たしており、本市の交通まちづくり施策の一つに位置づけている「石川中央都市圏等の公共交通ネットワークの充実」を推進する上で、非常に影響が大きいと考えている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や燃料価格の高騰等による事業者の経営状況や路線の利用状況を踏まえると、路線の廃止に対し積極的に同意はできないものの、やむを得ないものとする。

北鉄加賀バス株式会社には、北陸新幹線金沢・敦賀間開業や旅行需要等の動向を見据えながら、バス利用者の回復に向け、サービス向上に資する取り組みを推進していただきたい。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

### ○関係地方公共団体

#### 【加賀市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出  
番 号 5旅168号（北鉄加賀バス株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 意見を記載した書面の提出による  
場 所
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所  
氏 名 宮元 陸（加賀市長）  
住 所 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地

#### 4. 陳述の要旨

新型コロナウイルス感染症の影響による移動量の縮小は、明らかに認められる事象であり、このことは届出者が運行を継続することの困難性を示す客観的根拠であり休止についてはやむを得ないものであったと思料する。

しかしながら、現在は新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなっている状況にあり、市内の移動利便性向上のため、最適な運行の検討及び実施を求めたい。